

住民税非課税以外の償還(返済)免除について

次のいずれかにあてはまる場合、「償還免除(返す必要がなくなる)」の申請をすることができます。

1. 償還免除になる方

(1)	あなた(借りた人)が生活保護を受給している場合 (貸付前からの生活保護受給者は除く)
(2)	あなた(借りた人)が精神保健福祉手帳(1級)の交付を受けている場合
(3)	あなた(借りた人)が身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けている場合
(4)	あなた(借りた人)が療育手帳(A)の交付を受けている場合

2. 償還免除の申請方法等

- (1)上の表のいずれかに該当する方は、下記のお問い合わせ先までお電話にてご連絡ください。免除申請に必要な書類を本会からお送りします。
- (2)償還免除の決定は、2025年1月以降となります。

<お問い合わせ先>

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 生活支援室
〒960-8041 福島県福島市大町 5-6 日本生命福島ビル3階
TEL 024-523-1250(平日 9:00~17:00)